

1999年9月24日

不当労働行為救済申立書

大阪府地方労働委員会

会長 川合 孝郎 殿

申立人 大阪市北区天満2-1-17金屋町ビル

ゼネラルユニオン 委員長 山原 克二

被申立人 大阪市北区梅田1-11-4-2300号

株式会社日米英語学院 代表取締役 金久 保

下記の労働組合法第1・3・4号違反事件につき、大阪府地方労働委員会の救済命令を求めます。

【1】救済を求める事項

1 - 被申立人は、ポール・ドーリー支部長による、ストライキなどの正当な争議行為や、大阪府地方労働委員会への申立と審理への報復と妨害をおこなってはならない。

2 - 1999年1月20日付、ポール・ドーリー支部長への解雇は、同人のビザ延長阻止＝国外退去を狙ったことを含め、違法・不当なものであり、被申立人は、解雇撤回と謝罪のうえ、被申立人を原職に復帰させねばならない。

【2】当事者

1、 申立人

ゼネラルユニオン【以下、組合という】は、1991年設立の合同労組で、約650名の組合員が加盟している。「語学学校の雇用ホットライン」

を英語で行っており、外国人組合員が多い。語学業界最大の労組である。

2、 被申立人

株式会社日米英語学院【以下、会社という】は、大阪梅田に本部を置き京阪神と東京に学校を開設している中規模の民間語学学校である。

【3】本件、不当労働行為にいたる経過

ポール・ドーリー氏【以下、ポールという】は、イギリスから来日後、90年以來、会社で語学講師として勤務してきた。会社には、適法な就業規則・時間外労働協定・年次有給休暇さえなく、組合から、雇用トラブルを含め、会社に要求が出されてきたが、改善されなかった。

ポールは、97年6月に組合に加盟。勤続年数も長く、同僚や生徒からも慕われていたため、組合の日米英語学院支部の副支部長に選ばれた。8月25日には会社に対して、法遵守などの要求とともに、役員名簿も提出された。

ところがこの日以降、連日にわたって、被申立人の黒田副学院長らは、連日次々に組合員を呼びつけ、「ユニオンはゴロツキだ。ホームレスを連れてくる」と、組合、及び、組合役員への中傷をおこなった。さらに組合脱退をも強要し、その後多くの組合員が、脱退又は退職を余儀なくされた。

団交は、拒否、または不誠実、に終始し、法律違反もなお山積しているなか、98年3月にポールが支部長に就任、これらの改善を賃上げとともに、春闘として要求提出した。だが回答はゼロであったため、3月28日からは、断続的なストを開始せざるをえなくなった。すると4月には、スト参加講師であった〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇・〇〇〇〇組合員を、理由もなく、相次いで解雇した。

申立人は、それまでの不当労働行為について、98年5月12日、大阪府地方労働委員会に、不当労働行為の救済申立を行い、以降、調査と審問が続けられている。

【4】本件、不当労働行為を構成する具体的事実

- (1) 一方、ポールら、ストをする可能性のある組合員には、スト被り【スキップ】が張り付いた。98年4月13日から会社は、ポールら組合員講師を、グループレッスンの担任から外した。ポールの担当レッスンは、何の問題もない良好なものであったのに、プライベートレッスンを希望した生徒に対して、以降、「ポールでなく、他の講師にしてはどうか」と、がスタッフに言わせていた。
- (2) ポールは、こうして主なレッスンを会社の組合対策で、取り上げられたものの、教材製作や添削の仕事をすすんで申し出るなど、一生懸命勤務を続けていた。99年1月19日地労委審問終了後、梅田校前で、ポールらは「組合ゼッケン」をして歩いたため、激怒した黒田典子副学院長は写真撮影を命じた。
- (3) 翌20日午後6時まで、ポール支部長らが指名ストに入っていたが、スト終了後まもなく、午後9時25分に突然、会社から解雇通告を受けた。ポールは、1年ごと更新の有期雇用であり、その年間期限当日の通告であったが、その雇用契約で義務として明記されている会社からの事前通告は皆無であった。
- (4) 被申立人が手渡した解雇理由は、ポールの担当生徒数の減少による稼働率低下や、職員に非協力的といったものであった。しかし、会社が主張した解雇理由は、大阪地裁99年6月16日付、仮処分決定で、「信用性について疑念がある」としたうえで、「生徒がポール先生の担当を希望しても、スタッフに拒否させる」会社の工作があったことなどが、事実認定されている。
- (5) 1月29日に組合が、会社に、「有期雇い止め」でなく、「解雇」にした理由を問い質したところ、「更新の実績があり、有期雇い止めは困難」との回答であった。しかし「それでは何故、こんな期日に解雇」と問うと、「ポールのビザ更新をさせたくなかった」と述べ、国外追放を狙った意図が明白となった。
- (6) 2月15日ゼネラルユニオンは本件を、大阪府労働委員会に「実行確保の措置」を申立てた。審議の結果、3月2日付で「今後の審理継続のため、使用者は、ポール・ドーリー支部長が、日本に滞在できるようにしなければならない」という趣旨」の地方労働委員会見解を、被申立人と申立人に伝達した。

しかし、現在に至るまで、被申立人は態度変更どころか、ポールの労働ビザの延長手続きへの協力さえ拒否し、実行確保さえ現在も無視し続けている。

(7)そして99年2月から大阪地裁での民事訴訟として審理されてきたポールの「地位保全」仮処分事件が結審し、6月16日に「解雇権の乱用であり、従業員の地位を確認する」との決定がなされた。

事実認定の中でも「会社の不当労働行為」は全面的に断定された。しかるに会社は、敗訴に沿って、毎月23万円の金員をポールに払いながらも、判決に従うことを拒否し、かつ復職やビザ手続きを未だに拒否し続けている。

(8)一方、98年【不】第23号として審理されてきた大阪地方労働委員会「日米英語学院事件」は、大阪地裁仮処分決定後も、「和解」のテーブルを用意していただいたが、被申立人側の「3名全員の退職が前提」という態度のため、打ち切らざるをえなくなった。

【5】結 論

被申立人は、これまで再三の解雇を繰り返しつつ、ポール支部長のみならず、〇〇〇〇副支部長へも「仕事取上げ工作」を続けている。また、支部の〇〇〇書記長の「労働委員会の出席や弁護士との打合わせ」のための、年次有給休暇申請さえ拒否し、「休むと無断欠勤で解雇」とさえ通告した。

特に大阪地方労働委員会において、脱退工作・組合ツブシ・団交拒否・不当解雇などの全般的な不当労働行為は、すでにこれまでの審問で明白だと考えるところである。さらに、その申立人であるポール支部長への解雇にいたっては、違法解雇どころか、日本での係争の権利を奪う悪質なものである。

しかも労働委員会の審理を妨害し、実行確保さえ無視し、大阪地裁の決定ですら、否定するごときは、言語道断である。

貴労働委員会の早急な救済命令をお願いするとともに、まじめな教職員と生徒たちのためにも、現在も続く日米英語学院のかかる法否認の行為の拡大を、ただちにやめさせるよう、あらゆるご指導を要請いたします。

【以上】